

余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）

指定管理者募集要項

余 市 町

## 目 次

	ページ
1. 施設の概要	1
2. 申請の資格	1
3. 申請期間・申請方法・スケジュール等	2
4. 指定管理者が行う業務の範囲	3
5. 管理運営に要する経費	4
6. 管理に関する基準	4
7. 利用料金に関する事項	4
8. 指定管理者を指定して管理を行わせる期間	5
9. 指定管理者の責任分担	5
10. 選定の基準	5
11. 申請書類	6
12. 指定管理者候補者の選定及び指定	7
13. 協定の締結	7
14. 参考資料	8
15. その他	8

問い合わせ先

余市町役場

建設水道部建設課管理グループ

担当：神・佐々木

電 話：0135-21-2127（直通）

FAX：0135-21-2144

# 余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）指定管理者募集要項

余市町都市公園条例（昭和44年余市町条例第20号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）（以下「パークゴルフ場」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

## 記

### 1 施設の概要

- ① 所在地 余市町山田町713番地1
- ② 公園面積 39,879.60㎡
- ③ 主な施設（平面図参照）
  - ・パークゴルフ場 36ホール・27,262㎡・コース延長 1,634m・パー132
  - ・駐車場 71台 2,196.89㎡
  - ・管理棟1棟 木造平家建・延床面積 128.76㎡
  - ・トイレ棟1棟 6.3㎡
  - ・四阿2棟
  - ・鑑賞池
  - ・魚道

### 2 申請の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により余市町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - カ 余市町税並びに消費税、地方消費税及び法人税を滞納している者
  - キ 集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) グループによる応募の場合
  - ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる

応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募することはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体についてそれぞれが2（2）に該当しないこと。

### 3 申請期間・申請方法・スケジュール等

#### (1) 募集等スケジュール

ア 募集要項の配布	令和3年10月19日（火） ～11月19日（金）
イ 募集説明会の開催	令和3年11月 5日（金）
ウ 申請受付期間	令和3年10月19日（火） ～11月19日（金）
エ 指定管理者候補者の選定	令和3年12月上旬
オ 指定管理者の指定	令和3年12月中旬

#### (2) 募集説明会

施設の概要、業務内容等について説明会を次のとおり開催します。

ア 開催日時 令和3年11月 5日（金）午後2時から

イ 開催場所 余市町役場3階302号会議室

ウ 参加人数 各団体2名以内（グループで応募する場合は、各構成団体につき2名以内）

エ その他 参加を希望する場合は、様式5により事前の申し込みが必要です。

#### (3) 質問の受付及び回答

応募資格を有している者で募集要項等の配布資料について質問がある場合は、余市町公の施設（余市あゆ場公園（パークゴルフ場等））指定管理者応募に係る質問書（別紙様式）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかにより、令和3年11月12日（金）までに余市町建設水道部建設課あてに提出してください。

なお、持参の場合は平日の午前8時45分から午後5時15分までとします。電話での問い合わせ、口頭での質問は受付しません。

いただいた質問については、FAX又はEメールにより随時回答いたします。

#### (4) 申請受付期間等

ア 申請受付期間 令和3年10月19日（火）～11月19日（金）

イ 申請書の提出は、持参又は郵送とします。

持参の場合は、平日の午前8時45分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和3年11月19日（金）必着とします。

ウ 提出部数 正副各1部

(5) 問い合わせ及び申請書類の提出先

余市町建設水道部建設課管理グループ（余市町役場庁舎1階）

〒046-8546 余市町朝日町26番地

電話：0135-21-2127（直通）

FAX：0135-21-2144

e-mail：kanri@town.yoichi.hokkaido.jp

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。なお、業務の詳細は、別添「余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別添「余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）管理運営業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に示すとおりとします。

なお、業務の執行については、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、町長の承認を得て専門の事業者等に委託できるものとします。

(1) パークゴルフ場の維持管理に関する業務

ア 施設の保守管理に関する業務

イ 施設の監視並びに緊急時の人員配置等に関する業務

ウ パークゴルフ場内の安全確保に関する業務

エ パークゴルフ場内設備の修繕業務

オ パークゴルフ場内外の立ち木等冬囲い、取り外し業務

カ 災害時や事故発生時における被害の拡大防止及び被害状況の確認並びに、町を含む関係機関への連絡調整等に関する業務

(2) パークゴルフ場の利用及び制限に関する業務

ア 利用料金に関する業務（利用券及び回数券の発行、在庫管理に関する業務等）

イ 利用人数、利用状況の把握、報告書の作成等に関する業務

ウ トラブル発生時における迅速な対応に関する業務

エ イベント開催時等、利用者を制限する際の人員配置及び誘導等に関する業務

オ 条例第5条の各号のいずれかの規定に該当するときの利用の禁止又は制限に関する業務

カ 条例第24条の規定に該当する場合の料金の減免に関する業務

キ 町長の承認を得て、臨時に使用期間、使用時間若しくは休場日を変更し、又は別に休場日を定めること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町又は指定管理者が必要と認める業務

ア 利用者に対する傷害及び賠償保険への加入等に関する業務

イ 町との連絡調整に関する業務

ウ 指定期間終了に当たっての引き継ぎに関する業務

エ その他必要な業務

## 5 管理運営に要する経費

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金収入及び町からの指定管理料、その他の収入をもって管理運営を行うこととします。

指定管理料の額や支払方法等は協議の上、協定で定めるものとします。

なお、指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、委託料、保険料、消費税及び地方消費税等すべてを含むものとします。

※参考資料 余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）に係る利用料金及び管理経費の実績額一覧をご参照ください。

## 6 管理に関する基準

(1) 開場期間 4月下旬から11月上旬まで

(2) 開場時間 午前8時から午後6時まで

(3) 休場日 火曜日

ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、火曜日を開設日とし、水曜日を休場日とします。

※ 条例第21条により、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開場することができます。

(4) 使用料 一般500円 中学生以下200円

回数券 一般12枚綴5,000円

中学生以下12枚綴2,000円

団体 一般400円 中学生以下160円（20人以上）

用具代（クラブ1本・ボール1個）300円

## 7 利用料金に関する事項

法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用します。

### (1) 利用料金の額

利用料金の額は、利用者が支払う利用料金を自らの収入としてパークゴルフ場の管理に要する経費に充てるもので、「6 管理に関する基準」で示した利用料金を上限額としてあらかじめ町長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

よって、指定管理者は管理業務の収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。ただし、利用料金の種別額の変更は町長の承認がなければすることができません。

### (2) 利用料金の減免

指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免することができます。

8 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下、「指定期間」という。）

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

※ ただし、議会の議決による手続きを経る必要があります。

9 指定管理者の責任分担

別添仕様書の別紙3「余市町と指定管理者のリスク分担」によるものとします。

10 選定の基準

次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を選定します。

(1) 事業計画による施設の運営が、施設の利用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。(30点)

ア 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、その遵守が見込まれるか。

イ 特定の団体等を優遇するおそれはないか。

ウ 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。

(2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(60点)

ア 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。

イ 施設の現状を正しく認識し、今後のあり方について具体的かつ適切な提案があるか。

ウ 自主事業計画の内容は適切か。

エ 利用者・利用者に対するサービス向上策は適切か。

オ 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。

(3) 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。(50点)

ア 総合的に、収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。

イ 経費節減のための方策は適切か。

ウ 人件費の設定は適切か。

エ その他管理経費の設定に無理はないか。

(4) 当該法人等が事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。(60点)

ア 法人等の経営状況に問題はないか。

イ 施設管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なもののか。また、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。

ウ 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。

## 1.1 申請書類

(申請書類一覧表)

申請書類	法人 の場合	非法人 の場合
(1) 指定管理者指定申請書(様式1) ・グループで応募する場合、上記申請書のほかに「グループ応募構成書」(様式1-2)が必要となります。	○	○
(2) 法人定款又は寄附行為の写し	○	
(3) 登記事項証明書	○	
(4) 代表者の身分証明書		○
(5) 申立書(様式2)	○	○
(6) 余市町税の滞納がない証明書 ・町内に本支店等がある団体は、役場税務課窓口で発行する「納税証明書」(本募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)を提出してください。 ・町内に本支店がない団体は、申請資格に関する「申立書」(様式2)を提出してください。	○	○
(7) 消費税、地方消費税及び法人税の未納がないことの証明書 ・所轄の税務署が発行する「未納がないことの証明」(本募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)を提出してください。 ・証明が得られない場合は、「申立書」(様式2)を提出してください。	○	○
(8) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類		○
(9) 管理に係る事業計画書(様式3)	○	○
(10) 管理に係る収支計画書(様式4)	○	○
(11) 経営状況を説明する書類 ①前事業年度の収支(損益)計算書、貸借対照表、財産目録 ②現事業年度の収支決算書及び事業計画書 ③事業報告書	○	○
(12) 自主事業の実施計画(任意様式) ・自主事業の企画実施 ・飲食、販売 ・あゆ場公園周辺の活性化及び観光振興への取組 ・その他の事業	○	○

※ グループで応募する場合は、該当する書類について構成団体分も併せて提出してください。



## 1.2 指定管理者候補者の選定及び指定

### (1) 選定方法

町が設置する「余市町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、申請資格を有する申請者の中から、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。必要に応じてプレゼンテーションを実施することがあります。なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

### (2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和3年12月中旬までに申請者全員に文書で通知します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

### (3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

### (4) 指定の取消し等

指定管理者が町の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

## 1.3 協定の締結

### (1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項等を定めるため、町との間で協定を締結することになります。

### (2) 協定で定める事項

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 町が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク 管理業務の計画書に記載された事項
- ケ 事業報告に関する事項
- コ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- サ 施設内での事故発生時の対応、町への報告等に関する事項

- シ 指定管理者が町に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- ス 指定管理者が施設・備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- セ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項
- ソ 情報公開に関する事項
- タ 余市町行政手続条例の適用に関する事項
- チ リスク分担に関する事項
- ツ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- テ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- ト 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- ナ 法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項
- ニ 指定期間満了等に伴う引継事務に関する事項
- ヌ 協定の改定に関する事項
- ネ その他町が必要と認める事項

#### 1.4 参考資料（抜粋）

- (1) 余市町自治基本条例（平成29年余市町条例第24号）（資料1）
- (2) 余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年余市町条例第21号）（資料2）
- (3) 余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年余市町規則20号）（資料3）
- (4) 余市町都市公園条例（昭和44年余市町条例第20号）（資料4）
- (5) 余市町都市公園条例施行規則（昭和44年余市町規則第7号）（資料5）
- (6) 余市町暴力団排除条例（平成24年余市町条例第19号）（資料6）
- (7) 余市町個人情報保護条例（平成12年余市町条例第32号）（資料7）
- (8) 余市町個人情報保護条例施行規則（平成13年余市町規則第29号）（資料8）
- (9) 余市町情報公開条例（平成12年余市町条例第31号）（資料9）
- (10) 余市町情報公開条例施行規則（平成13年余市町規則第28号）（資料10）
- (11) 余市町行政手続条例（平成9年余市町条例第19号）（資料11）

#### 1.5 その他

- (1) 申請の撤回又は申請書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 申請者が本件の応募に関し、余市町公の施設に係る指定管理者選定委員会の委員  
その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の  
事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- (4) 町が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場  
合があります。
- (5) 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- (6) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、町が指定管理者の選定の公表等に必  
要な場合には、町は申請書類の著作権を無償で使用できることとします。

- (7) 申請書類は、余市町情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (8) 申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (9) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

## 余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）に係る利用料金及び管理経費の実績額一覧

## 1. 収入

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	摘 要
利用料金	7,474	7,739	5,363	
その他(指定管理料)	3,638	3,747	5,797	
計①	11,112	11,486	11,160	
自主事業収入	483	520	292	
その他	251	273	217	
計②	734	793	509	
収入合計:③=①+②	11,846	12,279	11,669	

## 2. 維持管理に係る経費

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	摘 要
ア. 運営事業費	7,063	7,456	7,718	
人件費	5,586	6,074	5,999	
水道光熱費	569	536	473	
備品・消耗品費	699	543	994	
その他	209	303	252	
イ. 維持管理費	1,606	2,097	2,411	
コース整備費	839	1,205	1,520	
修繕費	122	124	64	
保守点検費	452	460	469	
その他	193	308	358	
ウ. その他経費	884	676	648	
計④=ア+イ+ウ	9,553	10,229	10,777	
エ. 自主事業経費	932	1,040	611	
支出合計:⑤=④+エ	10,485	11,269	11,388	
収支:③-⑤	1,361	1,010	281	

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

余市町長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 添付書類
- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
  - (2) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体に限る。）
  - (3) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体に限る。）
  - (4) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体に限る。）
  - (5) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - (6) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
  - (7) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
  - (8) 団体の代表者の身分証明書（非法人の場合）
  - (9) 申請資格に関する申立書（第2号様式）
  - (10) 国税及び地方税の納税証明書（募集開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（第2号様式）
  - (11) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出書類に✓点を記入すること。

グループ応募構成書

令和 年 月 日

余市町長 様

公園の名称	余市あゆ場公園 (パークゴルフ場等)
-------	--------------------

・代表団体

法人・団体名  
住 所  
代 表 者 名  
連絡電話番号

担当

・構成団体

法人・団体名  
住 所  
代 表 者 名  
連絡電話番号

担当

・構成団体

法人・団体名  
住 所  
代 表 者 名  
連絡電話番号

担当

・構成団体

法人・団体名  
住 所  
代 表 者 名  
連絡電話番号

担当

※記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

# 申 立 書

令和 年 月 日

余市町長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

余市町が設置する余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）の指定管理者の募集に係る申請資格について、下記のとおり申し立てます。

## 記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - (3) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - (4) 集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- 国税及び地方税の納税義務がない。  
(理由)

※該当する項目にレ点を記入すること。

## 管理に係る事業計画書

法人・団体名

### 1 公園管理に当たっての基本方針

(1) 公園の管理運営を行うに当たっての基本方針（指定期間内の年度ごとの業務計画を含む。）

(2) 公園の管理運営を行うに当たっての団体の理念及び運営方針



## 2 公園の管理体制

### (1) 管理の体制

ア 管理体制についての考え方

イ 職員の配置計画

ウ 人材育成計画

エ 財政基盤について

### (2) 緊急時の対応

ア 事故発生時の対応

イ 災害発生時の対応

### (3) 管理の質や利用者サービスの向上への取組み

ア 管理の質や利用者サービスの向上についての考え方

イ 利用者対応向上についての考え方

ウ 自己評価についての考え方

### 3 公園の維持管理

#### (1) 公園の管理についての考え方

#### (2) 樹木等植物の育成管理

ア 植物の育成管理の基本方針

イ 植物の育成管理についての具体的な考え方

#### (3) 公園内の安全対策

ア 公園の安全対策

イ 公園施設の安全対策

### 4 有料公園施設の管理運営

#### (1) 有料公園施設の管理運営

ア 施設管理についての具体的な考え方

イ 利用者サービスについての考え方

#### (2) 個人情報の保護対策

5 公園の管理運営上の取組み

(1) 不法行為等への取組み

(2) 町民参加、町民協働への取組み

(3) 委託等、物品の調達等を行う場合の余市町内の企業等の活用の考え方

(4) 自主事業計画

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付すること（様式任意）。

## 管理に係る収支計画書

法人・団体名

1. 収入

(単位：千円)

項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計	備考
利用料金収入					
自主事業収入					
その他の収入					
合 計					

2. 支出

(単位：千円)

項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計	備考
合 計					

※項目別の積算内訳書を添付してください。  
 ※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

様式 5

送 付 先：建設水道部建設課管理グループ 行  
FAX番号：0135-21-2144

余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）指定管理者募集説明会参加申込書

日 時 令和3年11月 5日（金）午後2時～  
場 所 余市町役場3階302号会議室

以下のとおり説明会に参加いたします。

○会社名又は団体名

○電 話 番 号

○出 席 者 氏 名

- ※ 1) この申込書を令和3年11月4日（木）午後3時までにFAXにより上記の送付先にお送りください。  
2) 会場の都合のため、1法人又は1団体につき2名の参加を限度とさせていただきます。

担 当 建設水道部建設課管理グループ  
TEL 0135-21-2127  
FAX 0135-21-2144

別紙様式

余市町公の施設（余市あゆ場公園（パークゴルフ場等））  
指定管理者応募に係る質問書

令和 年 月 日

団 体 名  
代 表 者  
住 所  
T E L  
F A X  
E メール  
担当者氏名

質問書

質問の詳細